

防府市認知症地域支援・ケア向上事業実施要綱

令和7年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の4第2項第6号に規定する地域支援事業における認知症地域支援・ケア向上事業（以下「事業」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は防府市（以下「市」という。）とする。ただし、市は、事業の全部又は一部について、事業運営が適切に実施できると認められる法人その他団体等に委託することができる。

(認知症地域支援推進員の配置)

第3条 市長は、事業を円滑かつ効果的に実施するため、次の各号のいずれかの要件を満たす者を認知症地域支援推進員（以下「推進員」という。）として配置するものとする。

- (1) 認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有する医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士、精神保健福祉士又は介護支援専門員
- (2) 前号に掲げる者以外の者で認知症の介護や医療における専門的知識及び経験を有する者として市長が認めた者。

(事業内容)

第4条 推進員が行う事業の内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 認知症の人に対し、状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関や、介護サービス事業者、認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るための取組

(2) 認知症の人とその家族を支援する相談支援や支援体制を構築するための取組

(3) 次に掲げる事業実施に関する企画及び調整

ア 病院、介護保険施設等で認知症対応力向上を図るための支援事業

イ 地域密着型サービス事業所、介護保険施設等での在宅生活継続のための相談及び支援事業

ウ 認知症の人の家族に対する支援事業

エ 認知症ケアに関わる多職種協働のための研修事業

(4) 認知症ケア向上推進に係る事業の実施企画及び調整

(個人情報保護)

第5条 推進員及び事業の関係者は、正当な理由なく、この事業を通じて知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。